

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	<書評> 酒井重喜著 『チャールズ一世の船舶税』
Author(s)	井内, 太郎
Citation	西洋史学 , 225 : 64 - 66
Issue Date	2007
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00053977
Right	発行元の許可を得て登録しています
Relation	



酒 井 重 喜 著

『チャールズ一世の船舶税』

(ミネルヴァ書房・二〇〇五年三月刊・A5判
三八四頁・本体価格四、八〇〇円)

井 内 太 郎

近世イギリスの行財政史にほとんど関心を持つ読者でもなければ、まず次のような素朴な疑問が浮かんでくるかもしれない。なぜ、チャールズ一世時代の「船舶税」というたった一つの課税を巡って三六二頁にも及ぶ浩瀚な書物を書けるのだろうか。長期議会において、この「船舶税」の課税を巡り国王と議会が激しく対立し、内乱(Civil War)勃発の要因を生み出したことはよく知られている。しかしながら、内乱期の政治史や行財政史の中に同税を具体的にどのよう位置づけるかについては、ホイッグ史家たちが同税の廃止を自由と民主主義の勝利と評してのち、そうした見解を批判する修正主義者が現れ、さらに近年にはポスト修正主義者が修正主義者の船

船税論の批判を展開するというように、同税をめぐる議論は収束するどころか、むしろ複雑化しているのである。「船舶税」を巡る近年の議論が、この問題を扱うのに最も相応しい研究者によりうまくまとめられ、我が国における近代イギリス財政史研究のレヴェルが引き上げられたことを、まずは喜びたい。さて本書は第I部州社会における船舶税とシェリフ(五章構成)、第II部船舶税の前身・目的・合法性(五章構成)から構成されている。そもそも評者のもとに書評の依頼がきたのは、おそらく第I部に関する論評を期待してのものと思われるが、その意に反して評者が最も興味深く読んだのは、第II部の第六章「船舶徴用から船舶税へ」、第七章「海上主権論と船舶税艦隊」の部分である。

そこでまず海軍改革に関するこの部分から見てみよう。エリザベス期の国王艦隊は王有船と民間から徴発した武装商船の二元的構成をとっていた。初期ステュアート朝期に入ると、国王海軍の増強の必要性が増して海軍改革が行われ、王有船への一元化が推進されることになる。対内的要因としては、従来の「乗り込み戦術」から「砲撃戦術」へと移行したこと、財政難のため民有船を武装するための補助金が打ち切られたこと、商船の軍事徴用が海外貿易を阻害すること、臣民が供出する船舶の人的物的装備の劣悪さを挙げることができる。また対外的な要因として、イスラーム系海賊やオランダ・フランスの強力な海軍に対抗し、イギリスの制海権を守るべく海軍力増強の必要性が生じたのである。

著者はK・R・アンドリュースの研究に依拠しながら、海軍改革に一大転機が訪れたのは、一六二〇

年代後半に行われたカデイス遠征とレ島・ラロシェ遠征に失敗した時期と考える。この頃から政府は強力で一元的な国家海軍の整備に本格的に乗り出していくことになるからである。また政府の海洋政策も従来の「海洋自由論」から「海上主権論」へと転換していく。それを実現するための重要な政策が、沿岸・内陸の別なく国民防衛体制を確立すること(「海上防衛費の全国化」と海軍の財政的自立化(「財務府の財政的関与を排除」であった。「国王の海軍はその「私人性」を捨てて国家の海軍に脱皮し、国民的利益の道具となっていく」(二五四頁)の)であり、この点はクロムウェル海軍にも継承されていくことになる。

我が国で初期ステュアート朝期の海軍改革を巡る議論が、ここまで精緻に明らかにされたのは初めてのことであり、またこの問題は財政・軍事問題、海洋・国家論、船員の社会史など研究テーマとしての潜在的可能性に満ちあふれている。「地主や農民の世界」としてではなく「海民の世界」としてブリテン国家は、いかに描かれることになるのか、本書に触発されて、評者も今後、検討してみたいテーマである。

国家的海軍建設という「目的」は初期ステュアート朝期から共和政期に継承されていたが、問題はその資金を調達する「手段」にあり、ここに内乱前後の断絶を認めることができる。議会の承認を必要とする補助税(Subsidy)や関税か、あるいは議会の承認を必要としない大権の課税(「船舶税」)によるのか。第I部では政府の選択した船舶税の「財政的成功」と「政治的失敗」の問題が検討されている。

著者は基本的にポスト修正主義に立つP・レイクの議論に依拠しながら、修正主義者の議論を批判する。修正主義者は、一六三四―三九年にかけて徴収された船舶税は最後の一年の大幅減収を除けば、ほぼ満額徴収されていた点を「財政的成功」として高く評価し、その背景として同税が一般に広く容認されており全国的な反税闘争も起こることはなかった点や、枢密院の行政能力の高さなどに注目した。しかしながら、彼らは「財政的成功」を強調するあまり、一六四〇年の長期議会において憲法上の問題から船舶税が断罪・廃止されることになる「政治的失敗」の意義を過小評価した点が批判の対象となる。彼らの見方では、一六三七年に起こった船舶税支払い拒否の是非を巡るハムデン裁判も「例外的突出事件」として片づけられることになってしまう。船舶税の「財政的成功」と「政治的失敗」のいずれにも偏重することなく、いかに両者を整合的に理解するかが本書の基本的問題意識と言ってもよい。

そこで著者が注目するのは、州内で船舶税の徴収にあたったシェリフであり、彼らの徴税業務の「財政的成功」の意味が問われる。議会の不在の中、船舶税は「法令」ではなく国王大権にもとづく「令状」により賦課された。そもそも徴税業務の経験という点では、シェリフよりもすぐれていた治安判事たちが地方の利害を代表する性格が強かったのに対して、シェリフは一年任期で船舶税以外の州務から排除されており、地方利害の調整には向かなかつた。集権的官僚制度が欠如している以上、政府としてはシェリフに頼るしかなく、彼らは国王大権と地方社会を直結させながら、徴税業務にあたったのである。

船舶税を財政的成功に導いた二つめの理由として、地方内抗争と枢密院の仲裁機能の協同が挙げられる。枢密院はシェリフに行政的強制権の行使を冷淡に迫りながら、自らは「最高行政機関ではあっても、それに純化することなく司法機関としての機能を持ち続けた」(一六頁)。シェリフたちも枢密院から有利な裁定を引き出すために係争外の船舶税についてはその徴収に励んだのである。この「中央の曖昧さ」こそ船舶税を成功させた要因であつた(一六頁)。

枢密院の行政的・非力さが、はからずも船舶税の行政的効果を上げたと思えず、著者は枢密院の行政能力を高く評価する。修正主義者の議論と一線を画しているといえよう。

著者のもう一つの論点は、一六三七・八年のハムデンの船舶税裁判の位置づけである。同裁判は「いかに突発的で単発的の見えようと、実際はマクマのように地下にうごめいていた地方ジェントリの憲法的批判が噴出したもの(V頁)」と解釈され、連続性が重視されている。すなわち、「議会が不在」である以上、船舶税が金納化・全国化・反復化していくことに対する憤懣は地方内抗争に捌け口を見出すしかなく、一六四〇年に議会が召集されたときにはじめて、全国的な広がりを持つ憲法的批判が噴出することになったのである。

では、本書全体に関わる若干の疑問点や今後の近世イギリス財政史研究の課題を指摘しておきたい。本書第一部では、「チェシヤ」「ハンブシャー」「サマセットシャー」「サフォークシャー」「デヴォンシャー」におけるシェリフの徴税業務を分析する中で、上述の議論の検証が行われている。しかしながら、やはり船舶税の係争点は複雑であり、それが親政批判や内乱に及ぼした衝撃度をはかることは、それほど簡単な作業ではないという印象をぬぐえない。たとえば、チェシヤの例外的ともいえる成功の理由は、司法管轄権の所属の問題に係争点が限定されたことが大きく、抜本的な新査定が導入されたサマセットでは反税闘争が生じ徴収率が芳しくなかったように、地方はそれぞれに固有の係争点を抱えていた。今後は本書で触れられていない海港都市も含め、さらなる徴収実態の解明が必要となろう。たとえば、ロンドンにおける船舶税問題では、東方貿易の安全を親スペイン政策と船舶税による海軍力増強に求めるレヴァント会社・東インド会社商人(国王支持派)と、それに反対する北米植民地貿易で台頭した新興商人(議党派)というビュリタン革命期のロンドン商人社会の対立の構図が見えてくるのである。

第二に修正主義者の議論が、もっぱら船舶税問題にひきつけて紹介されているのではないだろうか。たとえば、著者が引用しているJ・モリルやC・ラッセルの議論は、イングリランド、スコットランド、アイルランドのいわゆる「三王国論」ないし「複合国家論」を抜きにして語ることはできない。彼らは内戦勃発の要因を、三王国を統治することの限界、三王国戦争といった対外的要因に求めている点を確認しておく必要がある。彼らは長期的構造的視野から内乱の要因を求めることを避け、偶発的、非組織的な政治抗争の先鋭化を重視したのである。対外的偶発的な要因を重視する彼らの論理構造からすれば、ハムデン裁判と長期議会における「政治的失敗」の関連の希薄さを批判しても、そもそも対内的

要因論自体が彼らの射程外であり、議論がすれ違うことになろう。

第三に本書では、「清教徒革命」、「内乱」、「革命政権」といった言葉が散見されるが、著者は船舶税問題から、いかなる「革命像」を描こうとされるのだろうか。モリルの場合、「革命」とはイングラントではなく、プリテンの革命を意味する。修正主義者の船舶税解釈批判を有効なものにするには、彼らの革命解釈に対する評価に向かう必要がある。またM・ブラデイクは、この時期を「直轄収入国家」から「租税国家」への移行期と位置づけているが、著者の船舶税論は、こうした国家形成論といかなる関係性を持ち得るのか。もとより、こうした問題は、近世イギリス財政史研究の今後の課題とすべきものである。精力的に仕事を進める著者のことだから、すでに次著の構想に入っているのである。今後の議論の展開を期待したい。

註

(1) 詳しくは菅原秀二氏の書評『社会経済史学』七一巻六号、二〇〇六年、一一三―一五頁を参照。

(2) ブラデイク・酒井重喜訳『イギリスにおける租税国家の成立』ミネルヴァ書房、二〇〇〇年。

(広島大学教授)